

大阪府立大学学生健康診断実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府立大学学生健康診断規程第6条に基づき、学生の健康診断に関し必要な事項を定める。

(健康診断の種類)

第2条 健康診断の種類、名称及び対象学生は、次のとおりとする。ただし、特殊健康診断の対象学生は、研究の状況に応じて指導教員等が選択し申請する。

健康診断の種類・名称		対象学生
定期健康診断	一般定期健康診断	全学生（科目等履修生を除く）
	管理健康診断	結核の発病のおそれがあると診断された学生 胸部疾患、心肥大等の経過観察が必要な学生
特殊健康診断	電離放射線健康診断	研究等のために放射線を取扱う学生
	有機溶剤健康診断	有機溶剤中毒予防規則第1条に定める第1種・第2種有機溶剤を取扱う実験に週2回以上従事する学生
	特定化学物質健康診断	労働安全衛生法施行令、別表第三に定める第1類・第2類特定化学物質を取扱う実験に週2回以上従事する学生
	遺伝子組換え実験従事者健康診断	P3レベル以上の遺伝子組換え実験に従事する学生
	病原体等実験従事者健康診断	大阪府立大学バイオリスク管理規程実施要綱第3条に定めるBSL3以上及び第4条に定める特定病原体を取扱う実験に従事する学生

(検査項目及び回数)

第3条 各健康診断における検査項目及び受診回数は、別表1のとおりとする。

(2次検診について)

第4条 2次検診その他医師が指示した項目の検診については、校費負担とする。

(実施方法)

第5条 各健康診断の実施期日、実施場所その他健康診断の実施に必要な事項は、大阪府立大学健康管理センター長が定める。

(健康診断結果の報告)

第6条 健康診断の結果は、健康診断後3週間以内に受診者に通知する。

- 2 電離放射線健康診断の判定結果は、所属するキャンパスの放射線取扱主任者及び管理者に報告する。
- 3 特殊健康診断の有所見者については、関係部署、指導教員等に文書で報告する。

(健康診断結果の保存期間)

第7条 学生健康診断結果の保存期間については、次のとおりとする。

健康診断の種類・名称		保存期間
定期健康診断	一般定期健康診断	5年
	管理健康診断	5年
特殊健康診断	電離放射線健康診断	永久
	有機溶剤健康診断	5年
	特定化学物質健康診断	5年
	遺伝子組換え実験従事者健康診断	10年
	病原体等実験従事者健康診断	10年

(その他)

第8条 この要綱に定める事項以外の細目については、実施の都度定めるものとする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

別表1（第3条関係）

1 定期健康診断

項目	受診回数	検査項目	
		1次検診	2次検診
一般定期健康診断	年1回	1 既往歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 診察 4 身体測定 （身長・体重・肥満度・BMI・視力検査） 5 胸部エックス線直接撮影検査 6 血圧測定＜羽曳野キャンパスのみ＞ 7 尿検査（蛋白・糖・潜血） ＜羽曳野キャンパスのみ＞ ＜研究生、特別研究生、特別聴講学生は5のみ＞	医師が必要と認める検査
	入学時	8 肝炎検査(HBs 抗原、HBs 抗体、HCV 抗体) ＜羽曳野キャンパス学域生のみ＞ 9 小児感染症抗体検査 ＜羽曳野キャンパス学域生のみ＞	
管理健康診断	年2回	胸部エックス線直接撮影検査	

2 特殊健康診断

項目	受診回数 (実施回数)	検査項目	
		1次検診	2次検診
電離放射線健康診断	年2回	1 被ばく歴の有無、自覚症状の有無の調査及びその評価 2 診察(白内障、皮膚の検査を含む) 注3 血液検査(白血球数・白血球百分率・赤血球数・ヘモグロビン) ※注は初回登録時に追加	医師が必要と認める検査
有機溶剤健康診断	年1回(年2回)	1 業務の経歴の調査 2 ①有機溶剤による健康障害の既往歴の調査 ②有機溶剤による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査 ③有機溶剤4～6に掲げる既往の異常所見の有無の調査 3 自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査 4 尿中の蛋白の有無の検査 5 肝機能検査(GOT・GPT・γ-GTP) 6 貧血検査(赤血球数・ヘモグロビン)	
特定化学物質健康診断	年1回(年2回)	有機溶剤健康診断で代用	
遺伝子組換え実験従事者健康診断	年1回(年2回)	1 診察※ 2 身体測定(身長・体重・肥満度 BMI・視力検査)※ 3 胸部エックス線直接撮影検査※※ 4 血圧測定※ 5 尿検査(蛋白・糖)※ 6 聴力検査(会話法) 7 肝機能検査(GOT・GPT・γ-GTP) 8 血中脂質検査(LDL コレステロール・HDLコレステロール・トリグリセライド・LDL-C/HDL-C 比) 9 貧血検査(赤血球数・ヘモグロビン・ヘマトクリット・白血球数) 10 血糖検査 ※定期健康診断と同時実施の場合、重複している項目は省略 ※※定期健康診断で代用のため省略	

病原体等実験従事者健康診断	年1回(年2回)	遺伝子組換え実験従事者健康診断と同様	
---------------	----------	--------------------	--